

平成14年7月

平成15年度中小企業対策に関する要望

京都商工会議所
大阪商工会議所
神戸商工会議所
名古屋商工会議所

わが国経済は、一部には底入れの兆しが見られるものの、個人消費の低迷や高水準の失業率など不安要素も依然として多いことから、先行きについては引き続き厳しい見方が大勢となっており、中小企業が本格的な景気回復を実感するには程遠い現状にある。

また、構造改革の断行は、長期的な観点からみれば景気回復のために必要ではあるが、金融機関の不良債権処理に伴う影響から、堅実な経営を行う中小企業や成長性を見込める中小企業までもが存続の危機にさらされている。

こうした厳しい経営環境の中にあっても、中小企業は自ら変革を図り、新たな事業展開に積極的に取り組むと同時に、地域経済の活性化に貢献しようとしているところであり、中小企業が活力ある成長、発展を遂げることができるよう積極的な支援が望まれるところである。

以上の観点に立って政府におかれては、以下の点について特段の措置を講じられたい。

記

1. 中小企業金融対策の拡充

(1) 政府系中小企業金融機関による融資の拡充

基本的枠組みの存続

金融面におけるセーフティネット充実の必要性に鑑み、中小企業に対する金融サービス機能が低下しないよう、政府系金融機関の見直しを当面凍結されたい。

既往借入金の返済負担軽減

既往借入金の返済負担を軽減するため、緊急措置として貸付期間を1年程度延長されるとともに、「返済資金緊急特別貸付制度」の取扱期間を延長されたい。

担保重視の融資姿勢の変更

担保の徴求を前提とした融資だけでなく、事業の将来性や経営者の資質などに着目した融資方法を大幅に拡充されたい。

信用保証制度の拡充

各地の信用保証協会の経営基盤を強化するため、信用保険準備基金、信用保証協会基金を積み増すほか、企業の信用リスクに応じた保証料の設定など、信用補完保証制度のあり方を検討されたい。

中小企業倒産防止共済の拡充

中小企業倒産防止共済制度の掛金限度額ならびに共済金貸付限度額を引き上げるとともに、償還期間を5年から7年に延長されたい。

また、貸付実行までの期間短縮並びに提出書類の簡素化を図られたい。さらに同制度への加入を促進されたい。(PR活動の強化・委託団体への事務手数料の拡充等)

(2) 小企業等経営改善資金融資制度(マル経融資)の拡充

平成15年3月31日で期限切れとなる貸付限度枠の別枠措置(450万円)を本枠に統合されるとともに、返済期間の特例措置(運転資金5年、設備資金7年)を恒久化されたい。

また、取扱期限が平成24年度末までとなっていることから、資金調達に乏しい小規模企業が資金難に陥ることがないように同制度を恒久化されたい。

(3) 金融検査における中小企業の成長性等への適正な配慮

金融機関に対する金融庁の検査において、貸出先中小・零細企業の技術力・販売力・成長性などが適正に勘案されず、財務状況のみで債務者区分がなされていることが、中小企業への貸し渋りが解消されない理由の一つとして挙げられている。今般、金融検査マニュアルの中小企業編がまとめられたところであるので、その「運用例」をもとに、金融機関が主体的に判断でき、かつそれが尊重されるような検査体制を構築されたい。

(4) 売掛債権担保融資保証制度の利用促進

本制度は、申込みから借入れまでの手続きが従来と比べかなり煩雑で日数を要することから、現状では中小・零細企業が利用しやすいものとは言いがたい。

また、売掛債権を担保にすることがまだ一般的ではないため、本制度を利用した中小企業者の信用の失墜につながる懸念があるとともに、信用保証協会の応諾が得られない場合、第三債務者をも風評リスクに晒すことになる。

については、中小企業者が利用しやすい制度とするため、同制度の普及に努められるとともに、金融機関の判断を尊重する売掛債権見合いの保証枠の設定等、見直しをされたい。

2. 中小法人税制の見直し

(1) 同族会社の留保金課税の廃止

同族法人に対して二重の税負担を強い、内部留保による資本充実を阻害している留保金課税制度を全廃されたい。

(2) 事業承継税制の抜本的見直し

高率な相続税の最高税率を引き下げるとともに、累進税率構造を緩和されたい。さらには、事業用資産について農地に準じた納税猶予制度の導入や、ヨーロッパ各国で導入されている包括的な軽減措置など、事業承継税制を抜本的に見直されたい。

(3) 法人事業税の外形標準課税導入に反対

担税力のない中小企業やベンチャー企業の発展の芽を摘み、景気低迷に拍車をかける恐れが強い法人事業税の外形標準課税の導入については強く反対する。

3. 創業支援

(1) エンジェル支援税制の拡充

個人投資家によるベンチャー企業への投資を促すため、当該株式の売買で譲渡損が生じた場合に給与など他の所得との損益通算を認められたい。

また、個人投資家が創業後一定期間内の企業に対して行う出資額の一定割合について所得控除を認められたい。

(2) 新創業融資制度の運用改善

平成13年度第一次補正予算において創設された新創業融資制度において、商工会議所からの紹介案件については、それまでの指導経緯にも鑑み、審査基準の弾力的運用を図られたい。

(3) 最低資本金制度の見直し

株式会社の最低資本金制度(1千万円)が創業のハードルとなっているので、会社設立後5年程度の猶予期間を設け、その間に達成すればよいよう改められたい。

(4) 起業・ベンチャー振興税制の創設

新しい産業の創出や雇用の担い手と期待されるベンチャー企業に対して、創業後5年間は法人課税を免除し、この間の欠損金は無期限の繰越しを認められたい。

4. 中小企業の活発な事業展開の支援

(1) 中小企業のM&Aの促進

M&Aによる企業再編を促進するため、非上場株式の譲渡益課税については、上場株式と同様に税率を20%に引き下げられたい。

(2) モノづくりの活性化支援

日本版SBI Rの拡充

中小企業の技術力向上、研究開発を支援するため、中小企業技術革新制度(日本版SBI R)の支出目標額を拡大し、実施期間を延長されるとともに、申請手続きの簡素化を図られたい。

TLOの事業展開への支援

TLO事業に対する産業基盤整備基金の補助金を増額するとともに、特許出願関係経費にも利用可能にされたい。

また、TLOにおける特許出願関係経費について、全額当期経費としての計上が可能となるよう配慮されたい。さらには、TLOにおけるコーディネーター機能の拡充を支援されたい。

研究開発・産学連携に取り組む中小企業への優遇措置

新たな技術開発や製品開発に取り組む中小企業を支援するため、企業における研究開発費総額の一定割合について大幅に税額控除する新たな制度の創設を図られるとともに、研究開発にかかる減価償却資産の即時償却を認められたい。

また、TLOの活用等産学連携によって研究開発に取り組む中小企業については、追加的な優遇措置を講じられたい。

中小企業投資促進税制の拡充

中小企業の設備投資を支援するため、中小企業者の取得する機械・装置等については、特別償却率、税額控除を大幅に引き上げるとともに、税額控除の対象についても拡大されたい。

(3) 個人保証の一定の歯止め

中小企業が金融機関から借入れを行う際、大部分の経営者は債務の個人保証を行っており、不幸にも企業が破綻した場合、財産の大半を失い、再起が難しくなるばかりか、基本的な生活権さえ脅かされる事態に陥る場合もある。そこで、差押禁止財産の範囲を拡大するとともに、個人保証に一定の歯止めを設けるなど、個人保証制度のあり方についても検討し、一定の財産が確保され再度事業に挑戦できる環境整備を急がれたい。

5. 雇用対策の充実

(1) 雇用諸制度・規制の見直し

中小企業における雇用確保を促進するため、労働・雇用にかかる諸規制の一層の緩和を断行されたい。また、雇用創出にかかる奨励金・助成金については、評価システムを確立され、利用者にとってわかりやすく効果的に機能するよう見直されたい。

(2) 外国人技能者の受入れ拡大

若い技術者の確保が困難な中小企業のため、外国人研修生・技能実習制度については、研修生の受入れ対象職種の拡大、技能実習期間の延長とともに、技能実習を終了した実習生は、帰国後も「技能」の在留資格で再入国を認めるなど、外国人技能者の受入れ拡大に努められたい。

(3) 産業別最低賃金の廃止及び地域別最低賃金の据え置きもしくは引き下げ

産業別最低賃金については、地域別最低賃金が定着をみた中で、屋上屋を重ねることになっているので、廃止されたい。

また、地域別最低賃金については、最近の厳しい経済情勢やデフレ状況にあわせ、据え置きもしくは引き下げられたい。

6. 商業・サービス業の活性化支援

商業・サービス業の活性化を図るため、商店街競争力強化基金を拡充するとともに、募集から申請受付までの期間を延長されたい。また、助成事業については、「1事業者あたり、単年度かつ1回限り」となっている採択基準の大幅な緩和を図られたい。さらには、商店街等が活性化事業を実施する際には、道路交通法等の適用について抜本的な見直しをされたい。

7. 国との協調融資である兵庫県・神戸市の緊急災害復旧資金融資制度の据置期間及び償還期間の更なる延長

被災地中小企業は、受注・販売不振、借入金の増加に伴う返済・金利負担などにより極めて厳しい状況にあるので、兵庫県・神戸市の緊急災害復旧資金融資制度における据置期間及び償還期間を更に延長されたい。

8. 政府系中小企業金融機関の災害復旧融資の取扱期間の更なる延長と制度的弾力的運用

被災地中小企業の経営再建支援のため、平成14年7月31日までとなっている商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫の災害復旧融資の取扱期間を更に延長されるとともに、同制度の弾力的運用を図られたい。

以上